

ニセコ町 120 年史編さん委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 3 年に開町 120 年を迎えるにあたり、開町 100 年のときに制作したニセコ町史以降の 20 年を軸に、より町民の視点に立った 120 年史をとりまとめることを目的に設置する。

(所掌事務)

第 2 条 ニセコ町 120 年史編さん委員会（以下「編さん委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、120 年史編さんの進捗状況の管理及び事務局が示す 120 年史（案）への意見・提案を行う。

(組織)

第 3 条 編さん委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 町の歴史に関する有識者（4 名）

(2) 公募による町民（1 名）

2 編さん委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

3 編さん委員会の庶務は、企画環境課広報広聴係において処理する。

(役員)

第 4 条 編さん委員会に次の役員を置く。

(1) 座長 1 名

(2) 副座長 1 名

2 座長及び副座長は、編さん委員会委員が互選する。

3 座長は、編さん委員会を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員及び会議委員の任期)

第 5 条 役員及び委員の任期は、第 1 条の目的を達成する日までとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、編さん委員会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。